

がれき類の再資源化施設 に関する事務取扱要領

横 浜 市

昭和63年10月 1日施 行
令和 6年 4月 1日改訂施行

がれき類の再資源化施設に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、本市工事に伴い排出するがれき類の処理及び再生材の生産を行う再資源化施設の登録に関する事務手続等を定めることにより、公共事業の円滑な推進及び資源の循環的な利用の促進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がれき類 アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び現場発生路盤材（旧路盤材）をいう。
- (2) 再生材 がれき類を再利用する目的をもって、加工生産した建設資材をいう。
- (3) 再資源化施設 がれき類の処理及び再生材の製造を行う施設をいう。
- (4) 登録施設 本市工事に伴い排出するがれき類の再資源化施設として登録された施設をいう。

(施設の登録)

第3条 横浜市が発注する工事に伴い発生するがれき類の再資源化施設になろうとする者は、この要領に基づき登録施設としての登録を受けることができる。

(登録要件)

第4条 登録施設の登録を受けようとする者は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、がれき類の処理について産業廃棄物処分業の許可を受けている。
- (2) 再生材の品質管理について、舗装再生便覧及び仕様書等の定める再生材の品質、規格等が確保されている。
- (3) がれき類及び再生材の保管場所（ストックヤード）が十分に確保されており、がれき類の種類及び再生材の製品ごとの保管、管理が可能である。
- (4) がれき類は工場渡しとし、再生材は現場渡し又は工場渡しができる。
- (5) 夜間におけるがれき類の搬入及び再生材の搬出業務が可能である。
- (6) 関係法令を遵守して業務を行っている。

(登録申請)

第5条 第3条による登録を受けようとする者は、がれき類再資源化施設登録(更新)申請書(第1号様式の1)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - (2) 再生材の品目
 - (3) 登録(更新)申請日前1年以内に発行された、再生材の品目ごとの認定証(アスファルト混合物事前審査委員会発行)の写し及び公的機関による試験成績表
 - (4) 再生材製造フロー
 - (5) 位置図、平面図、敷地面積(全体敷地面積及び再資源化施設に係る敷地面積)、保管場所の構造図及び保管量、プラント配置図、工場の写真
 - (6) プラントを構成する機械類の明細(能力、形式等)
 - (7) 品質管理体制(技術者等の名簿及び体制図)及び品質管理方法
 - (8) 緊急時の連絡体制
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請書類の審査及び本要領に基づく工場等の調査を行い、第4条1号から6号の登録要件を満足すると認められる場合は、がれき類再資源化施設登録(更新)承認書(第1号様式の2)(以下「承認書」という。)を交付する
- 3 第1項の申請の受付場所は、みどり環境局公園緑地部公園緑地維持課とする。

(他自治体に登録している場合の書類省略)

第5条の2 神奈川県「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」(昭和63年3月31日検指第486号土木部長通知。以下「県取扱要領」という。)第3条及び第7条又は第8条第2項に基づき「コンクリート塊等処理指定工場」として登録しているものは、県取扱要領第7条第2項又は第8条第2項に基づき交付された登録・認定証の写しを添付することにより、前条第1項第1号から第9号(第2条第2号の再生材が、県取扱要領第2条第4号の再生骨材等として、同要領第3条及び第7条又は第8条第2項の認定を受けたものに限る。)の書類の提出を省略することができる。この場合、県登録業者から県へ提出された、県登録業者の情報を県と本市で共有することについての承諾書の写しも合わせて提出することとする。

- 2 前項の規定は、県取扱要領第8条の2第1項を適用し、登録及び認定の更新を受けたものについては、適用しない。
- 3 第1項を適用し登録を受けたもの又は登録の更新を受けたものの登録の有効期間は、県から交付された登録・認定証の期間とする。
- 4 第1項を適用し登録を受けたもの又は登録の更新を受けたものは、第11条第1項(第2条第2号の再生材が、県取扱要領第2条第4号の再生骨材等として、同要領第3条又は第8条第2項の認定を受けたものに限る。)及び第2項の規定は適用しない。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、5年とする。

(登録の更新又は廃止)

第7条 登録の更新を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する3か月前までに、申請書に第5条に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、申請書類のうち、変更のないものはこれを省略することができる。

2 市長は、前項の申請書類の審査及び本要領に基づく工場等の調査を行い、第4条1号から6号の登録要件を満足すると認められる場合は、承認書を交付する。

3 登録業者は、登録施設の営業を廃止しようとするときは、すみやかにその旨を届け出るものとする。

(変更・廃止届)

第8条 登録業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに登録事項変更届(第2号様式)を市長に提出するものとする。

(1) 施設の登録を受けた者(以下、「登録業者」という。)は、その工場及び施設に変更を行おうとするときは、すみやかに申請書に第5条に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、申請書類のうち、変更のないものはこれを省略することができる。

(2) 取扱い再生材の品目を変更しようとするとき。

(3) 産業廃棄物処分業の許可を更新又は変更したとき。

(4) 認定証を更新したとき。

(5) 代表者又は品質管理責任技術者に異動があったとき。

(6) 登録施設を廃止しようとするとき。

(7) その他登録申請事項に変更があったとき。

(調査及び指示)

第9条 市長は、その必要があると認めるときは、登録業者の工場等について登録の要件に関して調査又は必要な指示をすることができる。

(登録の解除)

第10条 市長は、登録業者が第4条1号又は2号に定める登録要件を欠くに至ったとき、又は虚偽の申請書を提出したときは、登録を解除する。

2 市長は、登録業者が第4条3号から6号に定める登録要件の一以上を欠くに至ったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者の意見を聴取し、登録を解除することができる。

(1) この要領の記載事項を遵守しないとき。

(2) 関係法令に違反するなど公共事業の協力者として不相当と認められたとき。

(報告)

第11条 登録業者は、前年度の登録施設のがれき類の受入量及び再生材の出荷量について、がれき類受入・再生材出荷状況報告書（第3号様式）により、毎年4月末日までに市長に報告するものとする。

2 登録業者は、舗装再生便覧等の定めるところにより、3か月に1回（4月、7月、10月、1月）、再生碎石の品質試験を行い、その結果を翌月末までに市長に提出するものとする。

(1) 公的試験機関での試験は年1回とする。

(2) 公的試験機関以外で行う製造者の自主試験については、前号の規定による試験を実施した月を除き、実施することとする。

(3) 第9条による指示があったとき、又は本市の工事監督職員が必要と認めて試験を行うよう指示したときは、その試験の結果をそれぞれに提出するものとする。

(がれき類の種類、規格等)

第12条 登録施設に搬入するがれき類の種類、規格等は、次のとおりとする。

(1) 種類

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び現場発生路盤材（旧路盤材）とする。

(2) 規格

ごみ、どろ、木材等を含まず、最大辺60cm以下のものとする。

(3) その他

疑義のあるがれき類については、登録業者は工事請負人と協議するものとする。

(がれき類の搬入手続等)

第13条 登録業者は、搬入されるがれき類を適切な方法をもって正確に検収するとともに、適正に保管し、処理を行うものとする。

(再生材の管理等)

第14条 登録業者は、再生材の品質、規格等について、舗装再生便覧及び仕様書等の定めるところにしたがって誠実にこれを管理するものとする。

(疑義)

第15条 この要領について疑義が生じたときは、協議のうえ解決するものとする。

付 則

この要領は、昭和63年10月 1日から施行する。

付 則

この要領は、平成 3年 6月10日から施行する。

付 則

この要領は、平成 5年 5月 1日から施行する。

付 則

この要領は、平成 7年 3月 8日から施行する。

付 則

この要領は、平成11年 4月 1日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年12月 1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年12月 1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年 5月 1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

付 則

この要領は、令和 元年 5月 1日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

付 則

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。

付 則

この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。

(第1号様式の1)

令和 年 月 日

横 浜 市 長

所在地
会社名

代表者

がれき類再資源化施設登録（更新）申請書

横浜市が発注する工事から発生するがれき類の処理及び再生材の製造について、再資源化施設の登録（更新）を受けたいので、次のとおり申請いたします。

施設の名称

施設の所在地

(添付書類)

- 1 産業廃棄物処分業許可証の写し
- 2 再生材の品目
- 3 再生材の品目ごとの認定書の写し及び公的機関による試験成績表
(申請日前1年以内に発行されたもの)
- 4 再生材製造フロー
- 5 位置図、平面図、敷地面積、保管場所の構造図及び保管量、プラント配置図、工場の写真
- 6 プラントを構成する機械類の明細（能力、形式等）
- 7 品質管理体制（技術者等の名簿及び体制図）及び品質管理方法
- 8 緊急時の連絡体制
- 9 その他

(第1号様式の2)

み〇〇第 号
令和 年 月 日

所在地
会社名
代表者 様

横浜市長 印

がれき類再資源化施設登録（更新）承認書

令和 年 月 日に申請のありました、がれき類再資源化施設の登録（更新）について、次のとおり承認します。

施設の名称

施設の所在地

- 承認の内容は、申請図書のとおりとします。また、承認する品目は、下表のとおりとします。
- 登録期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。
- 横浜市が定めた「がれき類の再資源化施設に関する事務取扱要領」の記載事項を遵守してください。
- 事務取扱要領第10条に該当する場合は、登録を解除する場合があります。
- 備考（第5条の2の適用の有・無）

登録承認品目							
再生アスファルト合材						再生路盤材	
安定	粗粒	密20	密13	細粒	開粒	RC	RM

(第2号様式)

令和 年 月 日

横浜市 長

所在地

会社名

代表者

変更
がれき類再資源化施設登録 届
廃止

令和 年 月 日付で承認されたがれき類再資源化施設に係る以下の
事項について 変更 したので、がれき類の再資源化施設に関する取扱要領第8
廃止 条の規程により、関係書類を添え届け出ます。

変更 年月日 令和 年 月 日
廃止

変更事項	変更前	変更後

資料

- 1 産業廃棄物処理業の許可に係る事項の変更については、許可証の写しその他関係書類
- 2 認定証（アスファルト混合物事前審査委員会発行）の更新については、認定証の写し
- 3 代表者等の異動については、異動の確認できる書類
- 4 その他変更後の内容が確認できる書類

(第3号様式)

令和 年 月 日

横浜市 長

所在地

会社名

代表者

がれき類受入・再生材出荷状況報告書 (年度分)

がれき類の再資源化施設に関する事務取扱要領第11条の規定により、がれき類の受入量及び再生材の出荷量について報告いたします。

1 登録承認品目

登録承認品目							
再生アスファルト合材						再生路盤材	
安定	粗粒	密 20	密 13	細粒	開粒	RC	RM

2 承認年月日

令和 年 月 日

3 がれき類の受入量

別紙1「がれき類受入状況表」のとおり

4 再生材の出荷量

別紙2「再生材出荷状況表」のとおり

(第3号様式別紙1)

がれき類受入状況表

登録事業者名

作成責任者

作成年月日 年 月 日

(年度分) (単位：t)

発注機関	がれき類				
	アスファルト・ コンクリート塊	コンクリート塊	コンクリート 規格外	現場発生 路盤材	合計
横浜市					
横浜市以外					
総計					

(第3号様式別紙2)

再生材出荷状況表

登録事業者名

作成責任者

作成年月日 年 月 日

1 再生砕石

(年度分) (単位: t)

発注機関	RC-40	RM-40	合計
横浜市			
横浜市以外			
総計			

2 再生アスファルト混合物

(年度分) (単位: t)

発注機関	密粒	粗粒	安定処理	細粒	開粒	合計
横浜市						
横浜市以外						
総計						